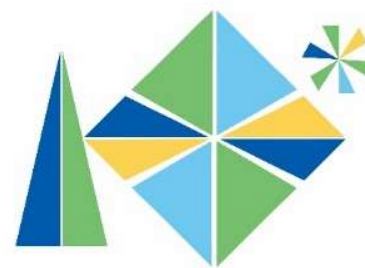


学校の暑さ対策について

令和5年（2023年）10月30日（月） 北海道学校保健審議会



北海道
教育委員会

学校教育局健康・体育課

説明事項

1. 本道の高温と熱中症の状況
2. 学校の暑さ対策の現状
3. 今後の学校の暑さ対策

本道の高温と熱中症の状況 について

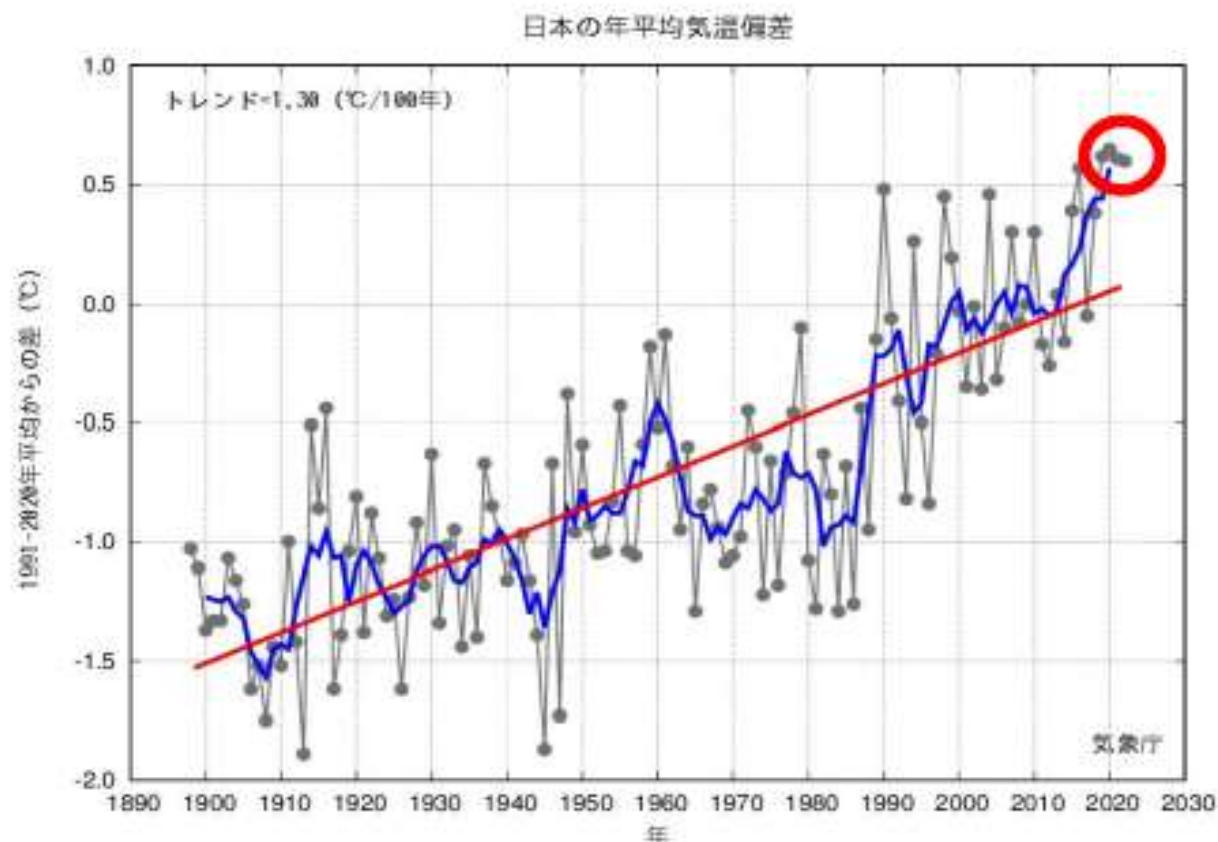


地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年当たり1.30℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近4年がトップ4**。

【正偏差が大きかった年（1～5位）】

1位：2020年（+0.65℃）、2位：2019年（+0.62℃）、3位：2021年（+0.61℃）、
4位：2022年（+0.60℃）、5位：2016年（+0.58℃）

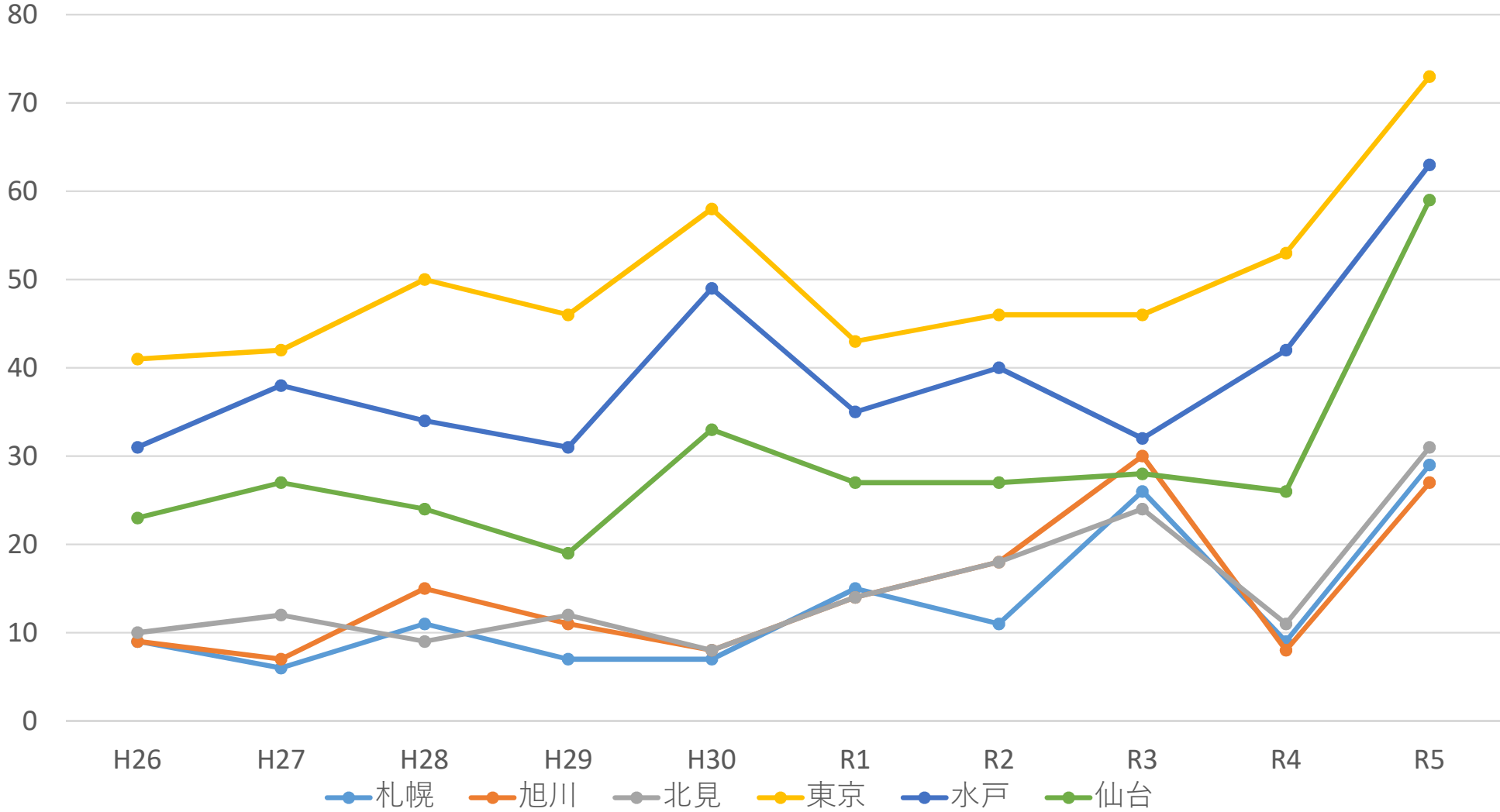


細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

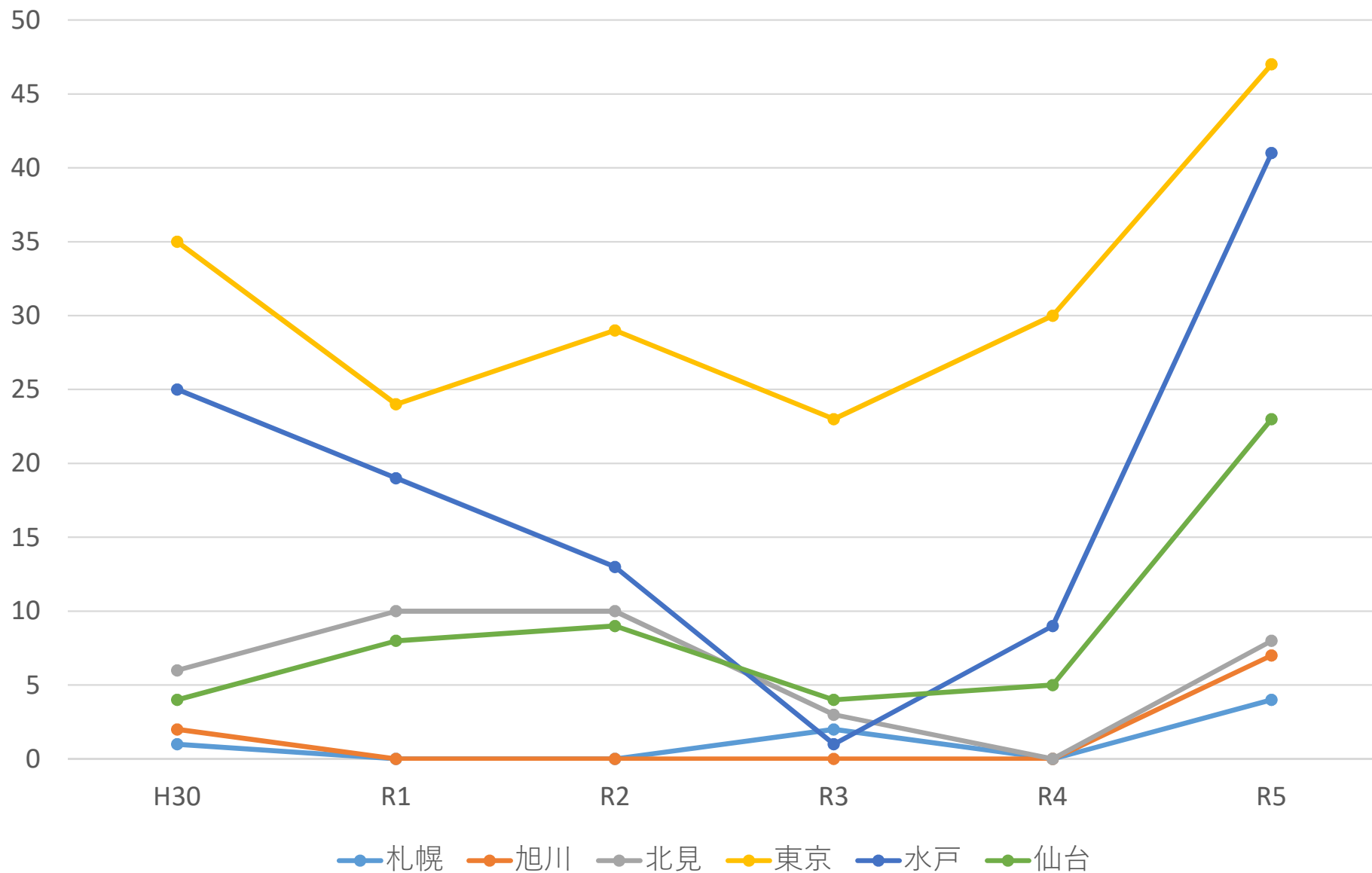
※出典：気象庁過去の気象データ検索から

真夏日の日数の推移（7 / 1 から 9 / 1 5）



近年、高温傾向が高まっている（全国並）

暑さ指数31°C以上の日の推移

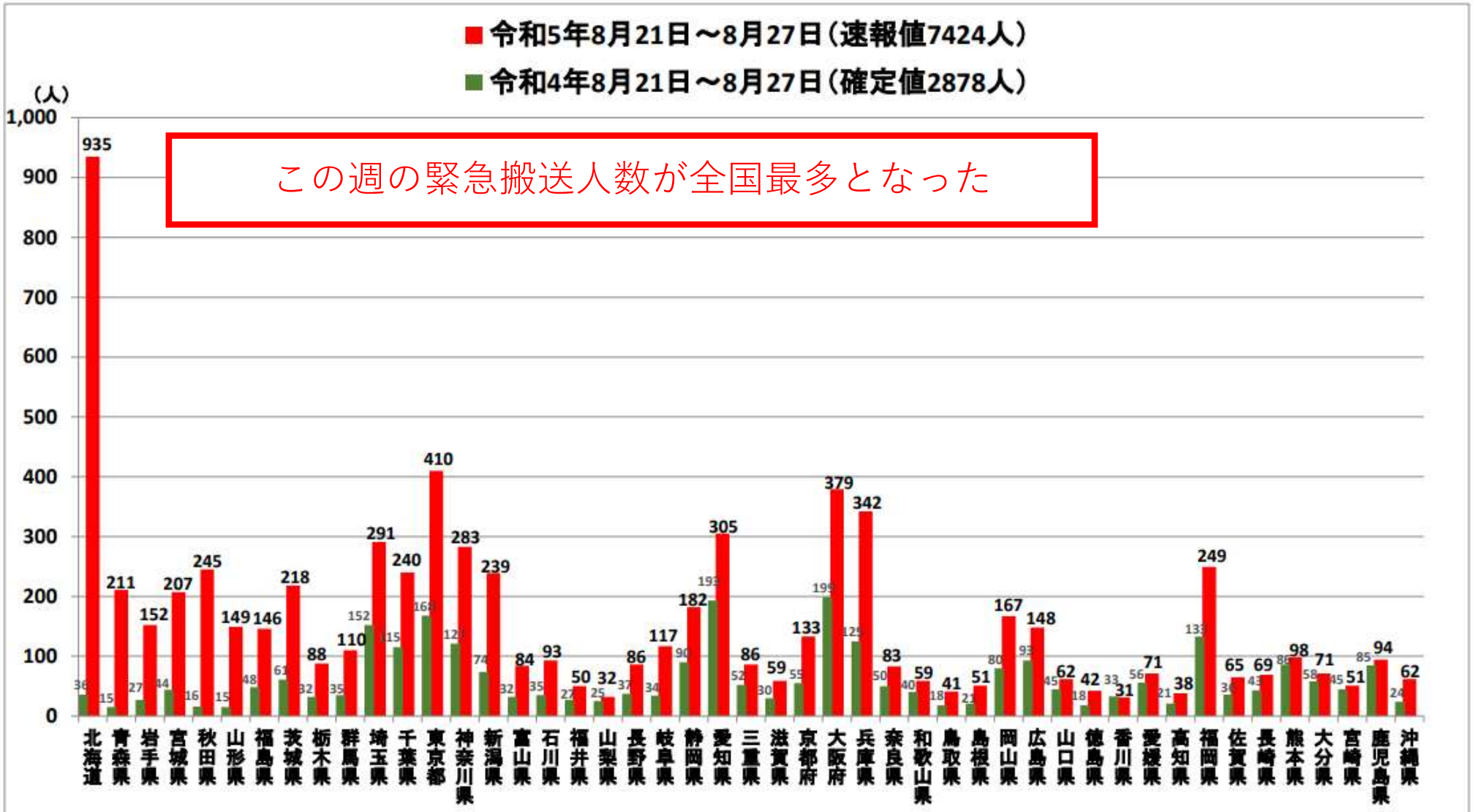


※出典：環境省熱中症予防情報サイトから

令和5年 都道府県別熱中症による救急搬送人員

(総務省消防庁)

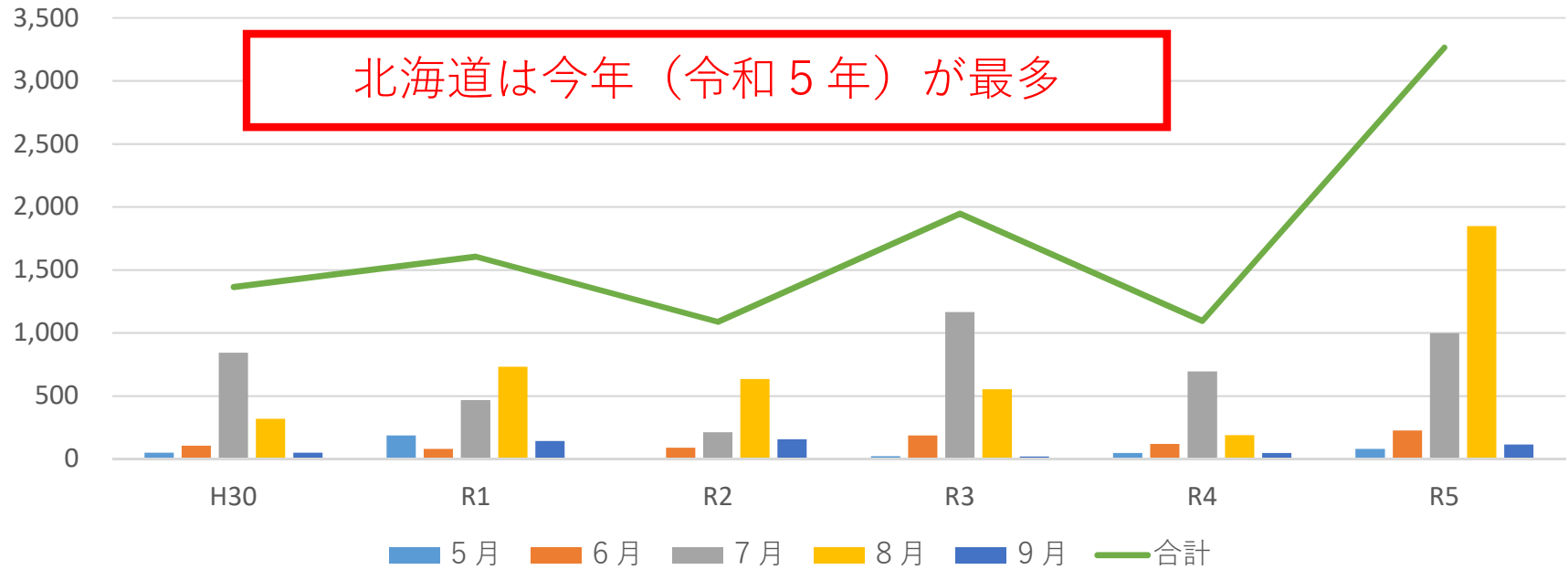
前年同時期との比較 (直近週:8月21日から8月27日)



* 速報値(赤)の救急搬送人員は、後日修正されることもありますのでご了承ください。

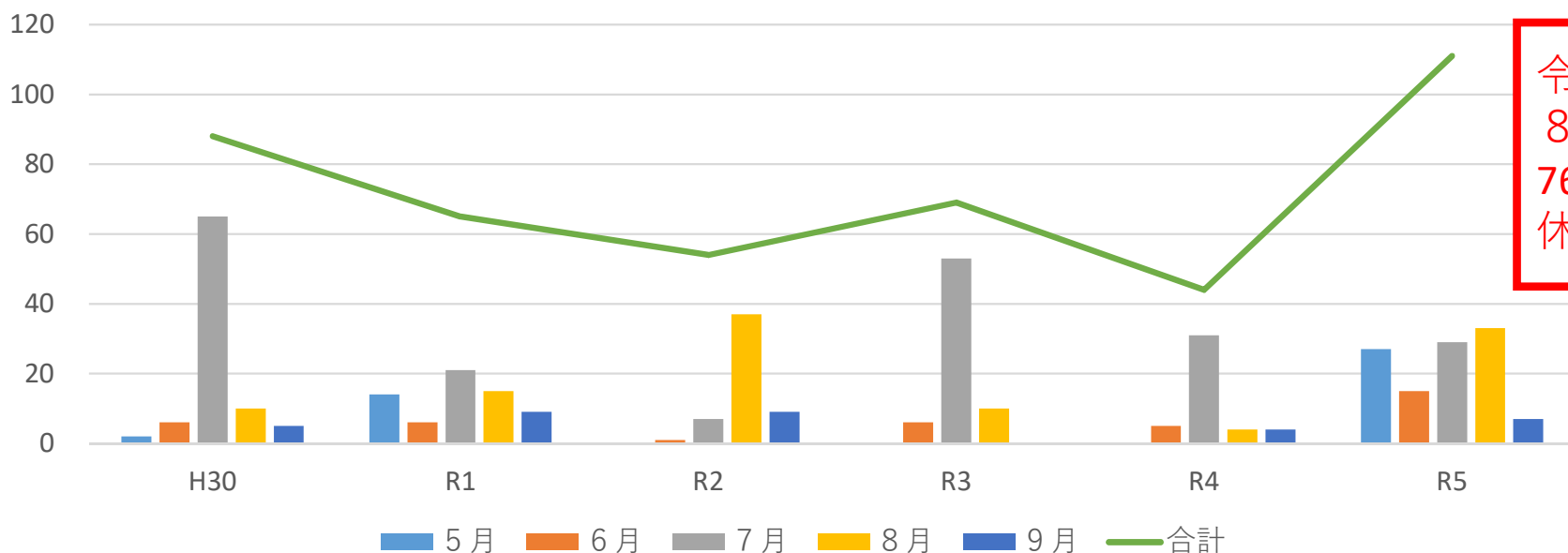
(総務省消防庁)

熱中症搬送人員・北海道（全体）



年度	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30	48	105	842	319	50	1,364
R1	186	79	466	732	142	1,605
R2	—	88	211	634	155	1,088
R3	22	187	1,166	553	18	1,946
R4	46	118	695	189	47	1,095
R5	79	225	999	1,847	115	3,265

熱中症搬送人員・北海道（教育機関）



年度	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30	2	6	65	10	5	88
R1	14	6	21	15	9	65
R2	—	1	7	37	9	54
R3	0	6	53	10	0	69
R4	0	5	31	4	4	44
R5	27	15	29	33	7	111

学校の暑さ対策の現状について



公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況

（令和4年（2022年）9月1日現在）

	区分	幼稚園	小中学校	高等学校	特別支援学校
普通教室	北海道	48.3%	16.5%	0.7%	6.5%
	全 国	97.6%	95.7%	94.1%	95.7%
特別教室	北海道	38.9%	7.5%	7.3%	13.2%
	全 国	83.0%	61.4%	53.0%	87.7%
体育館等	北海道	23.7%	16.5%	0.4%	6.5%
	全 国	84.8%	2.3%	8.1%	2.2%

暑さ対策に関する時系列（及び当面の予定）

5月12日（金）	<ul style="list-style-type: none">○ 道教委において、熱中症対策としての危機対策マニュアル（例）、重点取組チェックリストを作成し、各学校に通知。○ 気温が高いことが予想されたときなどには、電子メールにより道立学校及び各市町村教育委員会に対し、注意喚起を実施（今季合計13回）。
5月18日（木） ～26日（金）	<ul style="list-style-type: none">○ 十勝管内で熱中症事案が断続的に発生。 （5/18道立高校1名、5/25〇〇中学校12名、 5/26〇〇中学校9名）
7月24日（月）	<ul style="list-style-type: none">○ 第1回北海道学校保健審議会
8月21日（月）	<ul style="list-style-type: none">○ 各学校に対し、暑さ指数等により危険度を把握し、体育活動の実施の可否を検討することなどについての注意喚起を実施。

8月22日（火）

- 熱中症警戒アラートが道内各地に発令（～26日（土）まで）
- 道内で猛烈な暑さが続いていることなど事案を踏まえ、各学校に対し、次の3点について通知。
 - ① 暑さ指数等により危険度を把握し、中止を含め、体育活動の実施の可否を検討すること
 - ② 道立学校では臨時休業や就業時間の繰り上げなどの措置が可能であり、地域や学校の実情に応じて適切に対応すること
 - ③ 市町村教育委員会においては、道立学校の取扱いを参考に適切に対応すること
- この間、道教委に対し、電話やメールによる抗議が連日にわたり複数あったほか、SNSで、臨時休業にするよう求める声や、エアコンが設置されていないことに対する批判や不満の声が多数寄せられた。

8月23日（水）
～25日（金）

○ 道内の公立学校において、最大で臨時休業が125校（8/24）、終業時間の繰り上げが686校（8/25）となった。

○暑さを理由とした臨時休業等の措置
（8/23～25記者発表）

期日	臨時休業	下校時間 繰り上げ	始業時間 繰り下げ	合計
8/23	26校	271校		297校
8/24	125校	574校	2校	701校
8/25	73校	686校	2校	761校

※始業時間繰り下げは、定時制高校が実施

熱中症及びその疑いによる緊急搬送件数（H30～R5）

道内公立学校(札幌市立学校を除く)における熱中症発生状況

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H30	2	11	20	2	35
R1	2	6	10		18
R2	1	2	7		10
R3	1	2	4	1	8
R4		1	1	2	4
R5	3	11	22	1	37

今後の学校の暑さ対策 について



学校における暑さ対策・熱中症対策（案）

- 今夏、熱中症警戒アラートが道内全域に発令されるなど、北海道の気候が変化し、本州並みの暑さとなっていることを踏まえ、子どもたちの生命と健康を守るため、ソフト・ハードの両面から、早急に暑さ対策・熱中症対策に取り組む。
- ソフト面の対策は、可能なものから速やかに取り組むこととし、ハード面は、エアコンの計画的整備とともに、整備完了までの間、簡易型クーラーの整備を検討するが、国の財政支援が不可欠であることから、関係団体と連携し、国に緊急要望を行う。

ソフト面

項目	今後取り組む事項	これまでの対応
予防対策	●暑さ指数が31℃を超えた場合には体育活動や部活動を中止とする取扱いを徹底	○授業中の水分・塩分補給、夏季のジャージ登校 ○扇風機・サーキュレーターの活用 ○熱中症対応マニュアルの提示 ○熱中症予防のためのリーフレットの作成・配付
熱中症警戒時対応	●熱中症警戒アラート発出時には速やかに臨時休業等を決定する取扱いの徹底（熱中症対応マニュアルの改訂） ●臨時休業等におけるリモート学習の実施	○熱中症警戒アラート発出時の注意喚起
夏季休業の取扱い	●夏季休業期間の弾力的な取扱いに関する通知を発出（例：8月18日始業式⇒8月24日始業式+冬季休業短縮など）	○概ね7月25日～8月17日（8月18日始業式）

ハード面

エアコン

- ① 道内の空調設備の未設置室数は、令和4年9月1日現在で、普通教室が19,017室、特別教室が21,977室。（文部科学省調査）
- ② 一般財源のみで整備を行うことは困難であるため、国からの支援や利用できる補助等を最大限に活用することが不可欠であることから、補助制度の新設など国への緊急要望を行う。【要望】

【普通教室における空調設備設置状況（令和4年9月1日現在）】

学校区分	空調設備整備率		未設置室数	
	全国 (道を除く)	北海道	全国 (道を除く)	北海道
幼稚園	98.5%	48.3%	188室	124室
小中学校	99.4%	16.5%	2,087室	14,587室
高等学校	98.9%	0.7%	643室	3,031室
特別支援学校	100.0%	6.5%	9室	1,275室

公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況について（R4.9.28文部科学省）

簡易型クーラー

◆上記エアコン整備が基本となるが、相当の期間を要するため、来年度の以降を見据え、緊急的に簡易型クーラーの設置を検討する。

- 普通教室及び職員室に整備（保健室は整備済） **【要望】**



スポットクーラー



窓枠クーラー

学校等における暑さ対策 に関する緊急要望

令和5年10月17日（火）
鈴木知事、倉本教育長、
今津旭川市長、碓氷部町長より
盛山文部科学大臣へ要望

令和5年10月

北海道教育委員会
北海道市長会
北海道町村会
北海道都市教育委員会連絡協議会
北海道町村教育委員会連合会



《要望事項》

1. 公立の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校における冷房設備の更新や設置に係る学校施設環境改善交付金の補助率を引き上げるとともに、高等学校及び中等教育学校（後期課程）についても、同様に学校施設環境改善交付金の対象とするなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図っていただきたい。
2. 私立の幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等における冷房設備の更新や設置に係る教育支援体制整備事業費交付金及び私立学校施設整備費補助金の補助率を引き上げるなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図っていただきたい。
3. 私立の保育所・認定こども園における冷房設備の更新や設置に係る就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の補助率を引き上げるとともに、公立の保育所・認定こども園についても、同様に就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の対象とするなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図っていただきたい。

4. 公私立の児童館や放課後児童クラブ、児童相談所、児童自立支援施設、放課後等デイサービス、児童発達支援施設、母子生活支援施設及び児童養護施設等における冷房設備単独の設置・更新に係る事業を次世代育成支援対策施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の補助対象とするとともに、補助率を引き上げるなど、財源措置の拡充を図っていただきたい。
5. 上記の子ども関連施設について、近年の気温上昇に対応した当面の暑さ対策に必要な機器の整備や物品の購入等に係る緊急的な財源措置を国において講じていただきたい。
6. 上記の補助制度の充実等の財源措置の拡充、緊急的な財源支援に当たっては、地方負担分に対する確実な財源措置を講じるとともに、年度内の工事着手についても御検討いただくほか、更新又は設置を要する設備・機器等の量的規模や、人手不足など建設業界を取り巻く現状等を踏まえ、複数年度にわたる措置や年度間の繰り越しが可能な事業とするなどの措置をお願いしたい。
また、冷房設備整備の進捗が不十分な自治体について優先的な措置をお願いしたい。

学校における暑さ対策について（案）

区 分	現 行	今後の方向性（概要）
熱中症警戒アラートに対応したの臨時休業について <div data-bbox="159 539 389 619" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料 1</div>	○ 熱中症警戒アラートが発表された際に、学校長の判断により臨時休業等が可能	○ あらかじめ、特段の注意喚起がなくても、熱中症警戒アラートが発表された場合に、各学校や地域の状況に応じて臨時休業等を決定できるよう取扱いを定める。
暑さ指数（WBGT）に基づく体育活動や部活動について <div data-bbox="159 869 389 949" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料 2</div>	○ 各学校において、暑さ指数を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止・延期の判断基準を設定	○ 各学校において、暑さ指数計により暑さ指数を把握するとともに、暑さ指数をもとに体育活動や部活動の中止、変更を行えるよう取扱いを定める。 ○ 特に暑さ指数が 31℃ を超えた場合には、運動は原則中止とすることについて徹底を図る。
夏季休業の延長について <div data-bbox="159 1316 389 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料 3</div>	○ 夏季及び冬季休業の総日数（50日）の範囲内で、それぞれの休業日の日数を変更することが可能	○ 近年の気象状況を考慮し、夏季休業期間を延長する。 ○ 延長にあたっては、休業総日数を増やし、冬季休業期間の日数は変更しないこととする。

熱中症警戒アラートに対応した臨時休業について

ポイント

- 熱中症警戒アラートが発表され、自校所在地の暑さ指数の値が33°C以上となる見込みの場合（予報を含む）は、臨時休業とすることを徹底する。

【経過・現状等】

- 熱中症との相関が高い「暑さ指数（WBGT）」の値が33°C以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として、前日17時と当日5時に熱中症警戒アラートが発表。

予報区	石狩・空知・後志	胆振・日高	渡島・檜山	上川・留萌	宗谷	網走・北見・紋別	十勝	釧路・根室
R3	4 (7/31,8/3,6,7)		2 (8/6,7)	1 (8/7)		2 (7/28,8/7)		
R4								
R5	4 (8/23~26)	4 (8/23~26)	5 (8/10,23~26)	2 (8/23,24)	1 (8/24)	4 (8/4,23,24,26)	6 (7/27~29,8/23~26)	1 (8/24)

【課題・問題点】

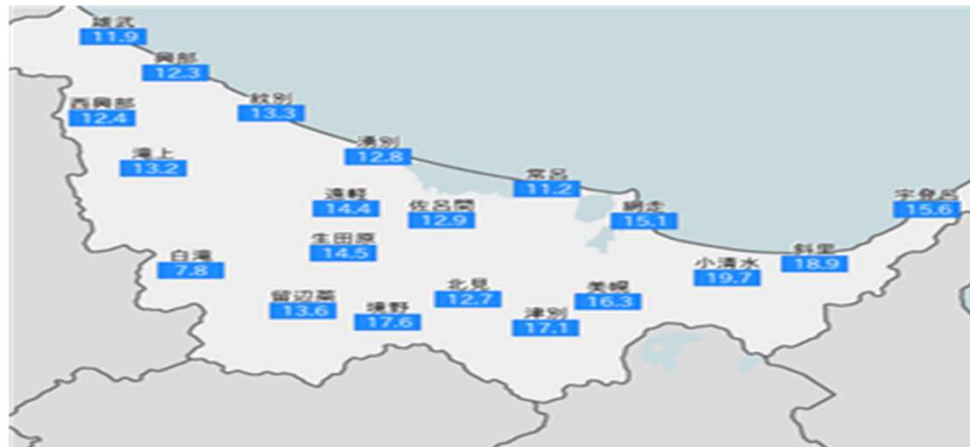
- 熱中症警戒アラートは「気象庁の府県予報区等」を単位に発表されるため（道内では上記8区分）、学校の地域によって暑さ指数は変わる。

【対応案】

○熱中症事故未然防止のための情報収集及び臨時休業等の徹底

① 気温上昇が見込まれる際の対応

- ・ 環境省熱中症予防情報サイトから、自校所在地または近隣地区の暑さ指数予報（予報は2日後まで発表）を確認する。



3日間の予測

	3時	6時	9時	12時	15時	18時	21時	24時
今日(10月16日)					12	7	5	3
明日(10月17日)	3	3	7	9	8	5	5	6
明後日(10月18日)	6	4	9	13	13	10	7	6

- ② 管内に熱中症警戒アラート（前日17時、当日5時）が発表された場合
- ・ 自校所在地の暑さ指数の値が33℃以上となる見込みの場合は、臨時休業等を決定。
- ③ 臨時休業等としなかった場合
- ・ 授業等を行う場所（各階教室、体育館、グラウンド等）で暑さ指数計により測定し（8、12、15時等）、暑さ指数33℃以上の場合、臨時休業や下校時間の繰り上げ等を検討・決定。

暑さ指数(WBGT)に基づく体育活動や部活動の対応について

ポイント

- 暑さ指数計を活用した暑さ指数の把握をもとに、体育活動や部活動の実施・中止・変更を行えるよう取扱いを整理。
- 暑さ指数31℃以上の場合、「運動中止」とすることの徹底。

【経過・現状等】

- 現行では、校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す(令和5年5月12日付け教健体第130号通知)。

暑さ指数(WBGT)	湿球温度(注1)	乾球温度(注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	 Point! 様々な指針を基に、学校として基準を定めておくことが大切です。
28～31℃(注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の危険性に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険性は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

【課題・問題点】

- 各学校において、暑さ指数をもとにした体育活動や部活動の中止等に係る判断基準の作成が徹底されていない。

【対応案】

- 「暑さ指数計」を用いた活動場所の暑さ指数の測定と記録
 - ① 暑さ指数計を用いて、活動場所の暑さ指数を正確に測定する。
 - ② 暑さ指数を測定し、教職員で共有するとともに記録を残し、環境条件とその時の対策のデータ等を積み重ね、今後の対応の参考とする。
- 暑さ指数に基づいた体育活動や部活動の対応
 - ① 活動場所の暑さ指数が**31°C**以上の場合
 - ・ 運動は中止とする。
 - ② 活動場所の暑さ指数が**28°C**以上**31°C**未満の場合
 - ・ 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動を軽減または中止とする。
 - ③ 部活動における各種大会への参加
 - ・ 暑さ指数**31°C**以上の場合、中止や延期またはスポットクーラーの設置など、大会主催者へ熱中症対策を要請する。

夏季休業の延長について

ポイント

- 学校長の判断により、冬季休業の期間を減少しなくても、夏季休業期間を延長できるようにするため、学校管理規則等を改正し、総日数を増やす。

【経過・現状等】

- 道立学校では夏季休業が25日以内、冬季休業が25日以内、また、それらの総日数（50日）の範囲内で日数を変更できることを学校管理規則及び学則で規定

〈北海道立学校管理規則第26条 抜粋〉

(5)夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において引き続き25日以内

(6)冬季休業日 12月10日から翌年1月31日までの間において引き続き25日以内

～

- 3 校長は、第1項第5号及び第6号に掲げる休業日の総日数の範囲内で、それぞれの休業日の日数を変更し、又は10日以内に限り他の時期に休業日を設けることができる。

【課題・問題点】

- 現行の規則でも、25日を超える夏季休業の設定は可能だが、冬季は風雪害が危惧されるため、地域によっては冬季休業の日数を減らすことは困難
- 道立学校の夏季休業と冬季休業を合わせた期間は、他の都府県に比べて6日程度短い。
※夏季休業と冬季休業を合わせた日数で最も多いのが20府県の56日間（北海道は50日間）
例：大阪府（大阪府立学校の管理運営に関する規則第4条 抜粋）
 - 一 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - 二 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

【対応案】

- 次年度の夏季休業から適用できるように、年内に学校管理規則等を改正

〈北海道立学校管理規則の改正例〉

(5)夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において引き続き25日以内

↓

(5)夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において引き続き30日以内

- 改正に当たっては、夏季休業と冬季休業の日数を削除し、合計日数（例：55日）のみを示すことも検討
- 道立学校以外の夏季休業は、それぞれの設置者（市町村教委等）が定める規則による。